

萩市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、萩市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、住宅・建築物の所有者が行う住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業を促進し、大規模地震に備え、防災拠点や避難所等として活用可能な建築物の確保、緊急輸送ルート of 保全及び日常生活の拠点となる住宅の倒壊防止を図ること並びに土砂災害特別警戒区域内の建築物の土砂災害対策改修の促進に資する事業を推進し、危険住宅及び建築物の被害防止を図ることにより、市民の安心・安全を確保することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号に規定するものについては国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。

(1) 木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅のうち、階数が 3 以下であり、かつ、在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもの（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。）

(2) 多数利用建築物 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）

第 14 条第 1 項第 1 号に規定する建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。

ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が 2 以上、かつ、床面積の合計が 500㎡以上のもの

イ 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程で、階数が 2 以上、かつ、

床面積の合計が1, 000㎡以上のもの

ウ 高等学校又は中等教育学校の後期課程で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1, 000㎡以上のもの

エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1, 000㎡以上のもの

オ 病院又は診療所で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1, 000㎡以上のもの

- (3) 緊急輸送道路沿道建築物 昭和56年5月31日以前に着工された法第14条第1項第3号に規定する建築物（第1号及び第4号に掲げる建築物を除く。）をいう。
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。
- (5) 要安全確認計画記載建築物 法第5条第3項第1号の規定により山口県耐震改修促進計画に記載される建築物をいう。
- (6) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。
- (7) 建築士事務所 建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所をいう。
- (8) 基本方針 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）をいう。
- (9) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、基本方針に沿って行うものをいう。
- (10) 耐震改修 法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針に沿って行うものをいう。
- (11) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会設置登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会をいう。
- (12) 補強設計 建築物の耐震化のために必要な補強箇所や補強方法等を定めた計画をいう。

- (13) 木造住宅耐震改修補助事業 木造住宅の耐震性向上を目的とした耐震改修設計事業及び耐震改修事業をいう。
- (14) 多数利用建築物耐震診断補助事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (15) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 緊急輸送道路沿道建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (16) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業 要安全確認計画記載建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (17) 要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断の結果に基づく補強工事の設計（建替えを行う場合に必要の図書の作成を含む。）を実施する事業をいう。
- (18) 要安全確認計画記載建築物耐震補強設計事業 要安全確認計画記載建築物について、耐震診断の結果に基づく補強工事の設計（建替えを行う場合に必要の図書の作成を含む。）を実施する事業をいう。
- (19) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業 要緊急安全確認大規模建築物について、補強設計に基づく耐震改修工事を実施する事業をいう。
- (20) 要安全確認計画記載建築物耐震改修事業 要安全確認計画記載建築物について、補強設計に基づく耐震改修工事を実施する事業をいう。
- (21) 土砂災害特別警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (22) 土砂災害対策改修事業 既存不適格建築物を土砂災害に対して安全な構造となるよう外壁の改修や塀の設置等を行う事業をいう。

（補助金対象事業要件）

第4条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、萩市又は山口県が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けるものについては、補助金の交付対象事業とはしないものとする。

- (1) 木造住宅耐震改修補助事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 住宅の所有者が実施する木造住宅（国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。）の耐震改修であること。

- イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - ウ 上部構造評点を1.0以上とする工事であること。ただし、上部構造評点を0.7以上とする簡易補強工事とすることもできるが改修前より上部構造評点が向上するものに限る。
 - エ ウに示す上部構造評点は、建築士事務所に所属する建築士が算出した耐震改修であること。ただし、市長がこれと同等であると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 多数利用建築物耐震診断補助事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
- ア 建築物の所有者が実施する建築物（国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。）の耐震診断であること。
 - イ 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。
 - ウ イに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。
 - エ 基本方針に基づく耐震診断であること。
- (3) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項に規定する建築士が評価する耐震診断であること。
 - イ 耐震診断の結果については、耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けたものであること。（倒壊の危険性があると判断されたものを除く。）
 - ウ 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。
 - エ ウに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。
 - オ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）に基づく耐震診断であること。
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計事業及び要安全確認計画記載建築物耐震補強設計事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 基本方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物であること。

イ 補強設計（建替え計画の策定を除く。）省令第5条第1項に規定する建築士（対象となる建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項又は第2項に掲げる建築物に該当する場合にあっては、建築士法第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士に限る。）が実施するものであること。

ウ 耐震改修計画の策定にあたっては、その耐震改修計画について、耐震判定委員会による第三者機関の判定を受けること。建替え計画の策定にあつては、その建替え計画について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けること。

エ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となる建築物であること。

オ 要安全確認計画記載建築物にかかる耐震補強設計にあつては、基本方針の別添第1二に規定される I_s 値及び q 値に用途係数 1.25 を乗じたものを目標値とすること。また、建替えの場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の3第2号で計算する数値に 1.25 を乗じたものを各階の必要保有水平耐力とすること。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業及び要安全確認計画記載建築物耐震改修事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 基本方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物であること。

イ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造であること。

ウ 要安全確認計画記載建築物にかかる耐震改修にあつては基本方針の別添第1二に規定される I_s 値及び q 値に用途係数 1.25 を乗じたものを目標値とすること。また、建替えの場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の3第2号で計算する数値に 1.25 を乗じたものを各階の必要保有水平耐力とすること。

エ 補強設計が、耐震判定委員会による第三者機関の判定を受けたものであること。

オ アの耐震診断及びエの補強設計が一級建築士事務所に所属する一級建築士により実施したものであること。

カ アの耐震診断は、省令第5条第1項に規定する建築士が評価する耐震診断であること。

(6) 土砂災害対策改修事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 次に掲げる要件に該当すること。

(ア) 土砂災害特別警戒区域内の住宅又は建築物であること。

(イ) 建築基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格であること。

イ 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。

(補助金の対象者)

第5条 木造住宅耐震改修補助事業を実施する者は、その住宅の所有者であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし、特別の事由により所有者が実施できない場合は、市長が認める者とする。

(1) 市の住民基本台帳に記録されている者又は記録される予定の者であること。

(2) 当該事業を行う住宅に現に居住している者又は補助金の交付決定後1年以内に居住することが予定されている者（以下「居住予定者」という。）

2 多数利用建築物耐震診断補助事業、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業、要安全確認計画記載建築物耐震診断事業、要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計事業、要安全確認計画記載建築物耐震補強設計事業、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業、要安全確認計画記載建築物耐震改修事業又は土砂災害対策改修事業を実施する者は、その建物の所有者であること。

3 前2項の事業を実施する者は、次の各号のいずれにも適合する者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業ごとに予算の範囲内で当該各号に定めるとおりとする。

(1) 木造住宅耐震改修補助事業

ア 補助対象額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

イ 一戸当たりの補助金の額は、次に掲げる額の合計から（イ）の額を差し引いた額とし、1,150,000円を限度とする。

（7）補助対象額のうち、耐震改修工事に要する経費（耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。）の5分の4以内、かつ、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（イ）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

（2）多数利用建築物耐震診断補助事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 補助対象額は、1棟当たり3,000,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）以内とし、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

（3）要安全確認計画記載建築物耐震診断事業

ア 補助対象額は、耐震診断に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額で、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の6分の5以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

（4）要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計事業及び要安全確認計画記載建築物耐震補強設計事業

ア 補助対象額は、耐震補強設計に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額で、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,110円／㎡以内、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は

1,330円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は890円/㎡以内（建替えにあっては、従前建物の床面積）を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の6分の5以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 補助対象額は、耐震改修工事に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額とし、かつ、床面積当たり51,200円/㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡）を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の3,000分の1,345以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(6) 要安全確認計画記載建築物耐震改修事業

ア 補助対象額は、耐震改修工事に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額とし、かつ、床面積当たり51,200円/㎡耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡）を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の15分の11以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(7) 住宅・建築物土砂災害対策改修事業

ア 補助対象額は、1件当たり3,360,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の23%以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

（事前相談）

第7条 第4条（6）に掲げる事業の補助金の交付を申請しようとする者は、当該申請を行おうとする前年度の9月末までに事前相談を行わなければならない。

2 前項の事前相談の際は、萩市土砂災害対策改修事前相談書（別記第1－5号様式）及び土砂災害対策改修（変更）計画に係る構造規定適合報告書（別記第2－8号様式）を提出しなければならない。

3 前項の書類の提出があったときは、事業予定内容が補助対象事業として適当

であるか否かを審査し、適当であると認めるときには、その旨を相談者に萩市土砂災害対策改修補助金事前確認書（別記第３－１号様式。以下「確認書」という。）により通知するものとする。

４ 前項の確認書は、相談者に対して補助金の交付を決定したものではない。

（交付の申請等）

第８条 第４条に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、対象の補助金交付申請書（別記第１－１号様式、別記第１－２号様式、別記第１－３号様式、別記第１－４号様式又は別記第１－６号様式）及び対象事業に応じ、事業（変更）実施計画書（別記第２－１号様式、別記第２－２号様式、別記第２－３号様式、別記第２－４号様式、別記第２－５号様式、別記第２－６号様式又は別記第２－７号様式）又は土砂災害対策改修（変更）計画に係る構造規定適合報告書（別記第２－８号様式）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の申請があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、補助金交付決定通知書（別記第３－２号様式）により前項の申請者（以下「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

（事業の着手）

第９条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業の内容の変更）

第１０条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事業変更申請書（別記第４号様式）、及び対象事業に応じ事業（変更）実施計画書（別記第２－１号様式、別記第２－２号様式、別記第２－３号様式、別記第２－４号様式、別記第２－５号様式、別記第２－６号様式又は別記第２－７号様式）又は土砂災害対策改修（変更）計画に係る構造規定適合報告書（別記第２－８号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の変更の通知）

第１１条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付変更通知書（別記第５号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第 12 条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届（別記第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、事業中止届受領通知書（別記第 7 号様式）により、補助対象事業者に事業中止届を受領した旨を通知するとともに、補助金交付決定取消通知書（別記第 8 号様式）により、交付決定を取り消した旨を通知するものとする。

（事業の完了報告及び補助金の交付）

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内、又は事業完了の日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（別記第 9-1 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、土砂災害対策改修事業においては、事業完了報告書（別記第 9-2 号様式）及び施工報告書（別記第 9-3 号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助対象事業者に補助金交付確定通知書（別記第 10 号様式）により通知するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の確定通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（別記第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を確認し、適当と認めるときは、補助対象事業者に対し補助金を交付するものとする。

5 補助事業の実施が翌年度にわたる場合は、翌年度の 4 月 10 日までに、年度終了実績報告書（別記第 12 号様式）及び概算払請求書（別記第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（居住開始の報告）

第 14 条 居住予定者が補助金の交付決定を受けた場合であって、当該事業を行った住宅に居住を開始したときは、速やかに居住開始報告書（別記第 14 号様式）及び個人情報等確認同意書（別記第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 居住予定者が補助金の交付決定後1年以内に補助対象事業を行った住宅に居住しないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項に掲げる交付決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し補助金交付決定取消通知書(別記第16号様式)により、通知するものとする。

3 市長は、第1項に掲げる取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し補助金返還命令書(別記第17号様式)により、補助金の返還を命じるものとする。

(全体設計の承認)

第16条 補助対象事業者は、第3条第13号、第20号又は第21号の事業について工事が複数年度にわたる場合にあっては、初年度の補助金交付申請前に当該工事に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認申請書(別記第18号様式)を市長に提出しなければならない。当該工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理し、審査のうえ適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、補助対象事業者に通知(別記第19号様式)するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

補助額一覧表

補助の対象		補助額(率)
事業の区分	経費	
木造住宅耐震改修補助事業	建築物の所有者が行う当該事業に要する費用(消費税相当額を除く。)	一戸当たりの補助金の額は、次に掲げる額の合計から(イ)の額を差し引いた額とし、1,150,000円(消費税等を除く。)以内を限度とする。 (ア)補助対象額のうち、耐震改修工事に要する経費(耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。)の4/5以内を限度とし、かつ、1,000円未満の端数を切り捨てた額。

		(イ)租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。
多数利用建築物耐震診断補助事業及び、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業	建築物の所有者が行う当該事業に要する費用(消費税相当額を除く。)	当該事業に要する経費と下記に定める基準額に延べ面積を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2/3とする。ただし、事業に要する経費は3,000,000円(消費税等を除く。)、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内を限度とする。
要安全確認計画記載建築物耐震診断事業	建築物の所有者が行う当該事業に要する費用(消費税相当額を除く。)	当該事業に要する経費と下記に定める基準額に延べ面積を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の5/6とする。ただし、事業に要する経費は延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内を限度とする。
要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計事業及び要安全確認計画記載建築物耐震補強設計事業	建築物の所有者が行う当該事業に要する費用(消費税相当額を除く。)	当該事業に要する経費と下記に定める基準額に延べ面積を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の5/6以内とする。ただし、事業に要する経費は延べ面積1,000㎡以内の部分は3,110円/㎡、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,330円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は890円/㎡以内を限度とする。

		る。
要緊急安全確認 大規模建築物耐 震改修事業	建築物の所有者 が行う当該事業 に要する費用(消 費税相当額を除 く。)	当該事業に要する経費と下記に定める基準 額に延べ面積を乗じて得た額を比較して、 いずれか少ない額の1,345/3,000以内 とする。ただし、基準額は51,200円/㎡ (耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値 が0.3未満相当である場合は56,300円 /㎡)以内を限度とする。
要安全確認計画 記載建築物耐震 改修事業	建築物の所有者 が行う当該事業 に要する費用(消 費税相当額を除 く。)	当該事業に要する経費と下記に定める基準 額に延べ面積を乗じて得た額を比較して、 いずれか少ない額の11/15以内とする。 ただし、基準額は51,200円/㎡(耐震診 断の結果、Is(構造耐震指標)の値が 0.3未満相当である場合は56,300円/ ㎡)以内を限度とする。
土砂災害対策改 修事業	建築物の所有者 が行う当該事業 に要する費用(消 費税相当額を除 く。)	当該事業に要する経費の23%以内。 ただし、事業に要する経費は 3,360,000円(消費税等を除く。)以内を 限度とする。